平成２８年（フ）第１５３０号
札幌市東区東雁来14条２丁目２番16―102号
債務者　打田　　健
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３１号
札幌市東区東雁来14条２丁目２番16―102号
債務者　打田　恵美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９００号
埼玉県新座市野火止３丁目16番52―402号
債務者　浦郷　芳枝
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８０号
埼玉県朝霞市仲町１丁目10番45号　ブラッサム朝霞105
債務者　近澤　拓実
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６１号
埼玉県上尾市泉台３丁目４番地28　メゾン泉台201
債務者　石井今朝男
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
埼玉県三郷市鷹野５丁目321番地１　大幸マンション205
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保777番地　ケアハウス桜草、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字神保原町999番地　グランドステージかみさと
債務者　稲山由美子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７９号
新潟県柏崎市高柳町岡野町2254番地１　柏柳の里
債務者　坂槇　信子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
新潟県長岡市上岩井6883番地　プラシードα101号室
債務者　大谷　貴子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８号
新潟県佐渡市羽茂三瀬144番地
債務者　中村　和代
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第２０５号
愛知県江南市力長町大当寺92番地
債務者　小竹　恵美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２１１号
福岡市西区小戸４丁目17番36―401号
債務者　北村　千春
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８０号
福岡市博多区堅粕４丁目２番20―101号
債務者　原岡　正雄
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８号
山形県上山市金瓶字田中11番地の17、前住所新潟県三条市横町１丁目３番19号　ハイツつかさ３号室
債務者　高梨　惇也
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１号
山形市南松原２丁目４番地１（Ｄ―302号）
市営南山形アパートＤ棟
債務者　品田　秀世
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４８号
北九州市小倉北区今町３丁目17番22―706号
債務者　西村　　朗
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０４号
北九州市若松区本町２丁目６番21号（301）
債務者　織田　裕司（旧姓真鍋）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部